

## 市川市市川南ポンプ場建設工事

の一般競争入札の実施について

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和3年3月22日

公益財団法人 千葉県下水道公社  
理事長 行方 寛

### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 工事名 市川市市川南ポンプ場建設工事
- (2) 工事を施工する場所 市川市市川南3丁目2357番1外
- (3) 工事期限 令和6年3月25日
- (4) 工事の概要
- ア 目的 市川市市川南ポンプ場の建設を行うことで、市川南排水区の浸水被害の低減を図る。
- イ 規模等 地上3階・地下1階・地階1階  
建築面積 980.09 m<sup>2</sup> 延床面積 1,994.67 m<sup>2</sup>  
ポンプ井 (水槽容量約 1,190 m<sup>3</sup>)  
吐出水槽 (水槽容量約 940 m<sup>3</sup>)
- ウ 構造形式 鉄筋コンクリート造
- エ 工法 場所打ちコンクリート
- オ 概要図 別に配付する工事概要図 (平面図等を含む。) のとおりである。
- (5) 主要資材 コンクリート 約 9,200 m<sup>3</sup>、鉄筋 約 1,100 t
- (6) 予定価格 落札決定後、公表とする。
- (7) 入札方法

本工事は、「一般競争入札参加資格確認申請書」の提出時に、技術力等の価格以外の評価を行うために必要な資料を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の工事である。

### (8) その他

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務づけられた工事である。

### 2 入札参加者に必要な資格に関する事項

本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

(1) 特定建設工事共同企業体の結成に必要な資格に関する事項

- ア 本工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の各構成員が一体となって工事を施工する共同施工方式で施工するものとする。
- イ 共同企業体の構成員は、2者又は3者とする。
- ウ 共同企業体の代表者（以下「代表者」という。）は、構成員のうち、最大の施工能力を有するものであること。
- エ 代表者は、過去15年間（入札公告の前年度までの15か年度間に当該年度の入札公告の日までを加えた期間（平成17年4月1日～令和3年3月22日まで））に、本工事と同種工事（国、地方公共団体等発注の上・下水道施設、下水道類似施設に係る鉄筋コンクリート造の水槽構造物の新設工事（水槽容量1,000 m<sup>3</sup>以上））を元請（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）として施工した実績がある者。
- オ 代表者の出資比率は、構成員のうち、最大の出資比率でなければならない。
- カ 構成員のうち、最小の出資者の出資比率は、2者で構成する共同企業体のときは30%以上、3者で構成する共同企業体のときは20%以上でなければならない。
- キ 各構成員は、別に配付する様式による共同企業体協定書を締結しなければならない。
- ク 本工事の共同企業体の構成員は、本工事に係る他の共同企業体の構成員を兼ねることができない。
- ケ 千葉県経常建設共同企業体取扱要綱に基づき資格者名簿に登録された経常建設共同企業体（以下、「経常JV」という。）は、共同企業体の構成員になることはできない。

(2) 共同企業体の構成員に必要な資格に関する事項

- ア 千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）における土木一式工事に登録されている者のうち、建設業法に定める土木工事業の特定建設業の許可を受けてから3年以上の営業実績のある者で、千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領及び市川市建設工事等請負業者等競争参加資格停止基準に基づく指名停止措置を、本工事の一般競争入札参加資格確認申請書提出期限日から本工事の開札の日までの間、受けていない者。
- イ 令和元年度「市川市市川南ポンプ場流入幹線建設工事」を受注（落札決定翌日から当該工事の完成通知日までをいう。）していない者。（共同企業体の構成員を含む。）
- ウ 資格者名簿における土木一式工事の格付けがA又はBの等級である者。
- エ 資格者名簿における格付けがB等級である者については、県内に本店がある者であること。
- オ 本工事に、1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格（建設業法第15条第2号イに該当する資格）を有する者で、監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できる者。
- カ 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がないこと。

(ア) この工事に係る設計業務等の受託者

商号 株式会社日水コン

所在地 東京都新宿区西新宿六丁目2番1号

(イ) 当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者

- ① 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総

額の100分の50を超える出資をしている者

② 代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

キ 公益財団法人千葉県下水道公社財務規程第67条の規定のほか、次の各号に該当しない者。

(ア) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本工事の入札日前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者

(イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者

(ウ) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をした者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

(3) 共同企業体に必要な資格に関する事項

ア 3者で構成する共同企業体にあつては、構成員のうち2者以上は、過去15年間（入札公告の前年度までの15か年度間に当該年度の入札公告の日までを加えた期間（平成17年4月1日～令和3年3月22日まで）に、本工事と同種工事（国、地方公共団体等発注の上・下水道施設、下水道類似施設に係る鉄筋コンクリート造の水槽構造物の新設工事（水槽容量1,000 m<sup>3</sup>以上））を元請（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）として施工した実績がある者。

イ 代表者は、資格者名簿における土木一式工事の格付けがA等級である者。

ウ いずれかの構成員は、建設業法に定める建築工事業の特定建設業の許可を受け、かつ、当該構成員は、専任で配置する監理技術者又は主任技術者とは別に、1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格（建設業法第15条第2号イに該当する資格）を有する者を、専門技術者として、本工事における建築工事施工期間中は、専任で配置すること。

※ 上記（1）（3）における「国、地方公共団体等」とは、国、地方公共団体、地方共同法人日本下水道事業団及び下水道公社（公益財団法人、一般財団法人）をいう。

「下水道類似施設」とは農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、地域し尿処理施設、河川排水機場をいう。

### 3 総合評価に関する事項

(1) 総合評価の方法

ア 評価方式は、標準型とする。

イ 「標準点」を100点とし、「加算点」の最高点を50点とする。

ウ 「加算点」の算出方法は、(2)アの表の評価項目に基づき評価を行った結果、得られた「評価点の合計値」が、入札参加者のうち、最も高い者に50点の「加算点」を与える。その他の者は「評価点の合計値」に応じ按分して求められる点数を「加算点」として与える。

エ 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」とウによって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

(2) 価格以外の評価点の算定方法

ア 価格以外の評価点を算定する評価項目及び評価基準

評価項目	配点		評価基準	評価点	
(1) 技術提案（個別テーマの施工計画） 土留め工および掘削工に伴う環境対策に関する具体的な提案について (2) 工事全般の施工計画 本工事における安全管理に関する具体的な提案について (配点は1項目につき12点を与える。)	各10点		課題に対して現地条件を踏まえており適切で優れている。	各10点	
			課題に対して現地条件を踏まえており適切で良好である。	各5点	
			課題に対して現地条件を踏まえており適切である。	各0点	
	24点	各2点	総合的な観点から評価	総合して優れる。	各2点
				総合して可	各0点
不適切である（白紙、不提出又は法令違反の記載）。				無効	

イ 「技術提案」及び「工事全般の施工計画」の記載要領は、別に配付する（下記8（5）と併せて配付する。）に基づき行うものとする。

### (3) 評価内容の担保

「技術提案」及び「工事全般の施工計画」に記載された内容について、履行状況に関する検査を行う。受注者の責において、評価内容が満足できない場合は、工事成績評定を減ずる。この場合の減点は、考査項目「法令厳守等」の総合評価による減点として3点減ずるものとする。

なお、履行状況が特に悪質と認められる場合は、指名停止措置を行う。

## 4 入札執行

資格確認の結果として資格を有すると認められた者が一人の場合においても入札を執行することとし、また、入札執行の結果として有効な入札者が一人の場合においても落札決定を行うこととする。ただし、低入札価格調査の結果により有効な入札がなくなった場合は入札を取り止めることとする。

第1回目の入札が予定価格の制限の範囲内でない場合は、再度入札を行うこととし、この場合は、別途文書により通知する。なお、再度入札の回数は1回とし、再度入札においても内訳書の提出を必要とする。

(1) 入札の場所 千葉市美浜区磯辺8-24-1

公益財団法人千葉県下水道公社2階第一会議室(花見川終末処理場管理棟2階)

(2) 入札の日時（第1回目）

令和3年6月10日（木） 午前10時00分から

郵便及び電報による入札は認めないので、当該日時に当該場所に集合すること。

## 5 共同企業体入札参加資格審査申請及び協定書に関する事項

この工事の入札参加を希望する者は、別に配付する（下記8（5）と併せて配付する。）共同企業体入札参加資格審査申請書及び共同企業体協定書を持参により提出し、資格者名簿に登載されなければならない。

### （1）提出期間等

ア 期間 令和3年4月19日（月）から令和3年4月21日（水）まで  
（土曜日、日曜日等の休日を除く。）

イ 時間 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

ウ 場所 公益財団法人 千葉県下水道公社 総務部総務課

住所 千葉市美浜区磯辺8-24-1 電話 043(278)1631

エ 提出部数 構成員が2者の場合は3部（2部は確認後に返却する。）、3者の場合は4部（3部は確認後に返却する。）。支店長名等で申請する場合には、年間委任状の写しを添付すること。

オ 協定書の編冊は袋綴じとし、構成員の印鑑をもって、割印すること。

### （2）資格者名簿への登載通知

令和3年4月28日（水）に、郵便をもって通知する。

## 6 入札参加資格の確認等

本工事の入札参加を希望する者は、別に配付する（下記8（5）と併せて配付する。）一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料（以下「資格確認資料」という。）を持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出期限以降における資格確認資料の差し替え及び再提出は認めない。

### （1）資格確認資料の提出期間等

ア 期間 令和3年4月19日（月）から令和3年4月21日（水）まで  
（土曜日、日曜日等の休日を除く。）

イ 時間 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

ウ 場所 公益財団法人千葉県下水道公社 総務部総務課

住所 千葉市美浜区磯辺8-24-1 電話 043(278)1631

エ 提出部数 2部

### （2）資格確認資料の様式

公告日より、上記ウの場所で設計図書等と併せてCD-Rで配付する様式を用いる。

### （3）入札参加資格の確認結果通知

令和3年4月28日（水）に、郵便をもって通知する。

## 7 技術資料の提出

本工事の入札参加を希望する者は、別に配付する技術資料を、提出しなければならない。  
なお、提出期限以降における技術資料の差し替え及び再提出は認めない。

(1) 提出期間等

- ア 期間 令和3年4月19日(月)から令和3年4月21日(水)まで  
(土曜日、日曜日等の休日を除く。)
- イ 時間 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- ウ 場所 公益財団法人千葉県下水道公社 総務部総務課  
住所 千葉市美浜区磯辺8-24-1 電話 043(278)1631
- エ 提出部数 2部

(2) 技術資料の様式

公告日より、上記ウの場所で設計図書等と併せてCD-Rで配付する様式を用いる。

(3) 資料提出の事前申し込み

「5 入札参加資格の確認等」及び「6 技術資料の提出」に係る資料の提出は、原則として電話により下記まで事前に申し込みを行うものとする。

なお、応募が殺到した場合は、提出日時が希望に沿えない場合もある。

- ア 期間 令和3年4月5日(月)から令和3年4月20日(火)まで  
(土曜日、日曜日等の休日を除く。)
- イ 時間 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- ウ 場所 公益財団法人千葉県下水道公社 総務部総務課 電話 043(278)1631

8 契約条項等を示す場所

本工事に係る契約書案、入札約款、設計図面及び仕様書(以下「設計図書等」という。)の縦覧及び無償配付を次のとおり行う。

(1) 縦覧期間

令和3年3月22日(月)から令和3年6月9日(水)まで  
(土曜日、日曜日等の休日を除く。)

(2) 縦覧時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 縦覧場所

公益財団法人千葉県下水道公社 総務課  
住所 千葉市美浜区磯辺8-24-1  
電話 043(278)1631

(4) 縦覧の申込み

設計図書等の縦覧を希望する者は、電話等で申し込むこと。  
希望日時を考慮して、縦覧日時を指定する。

(5) 設計図書等の配付

希望者に、次により設計図書等を無償で配付する。  
ただし、希望者は未記入のCD-Rを持参し、入力済みCD-Rと交換する。

ア 申込先及び配付場所

公益財団法人 千葉県下水道公社 総務部総務課

住所 千葉市美浜区磯辺 8-24-1

電話 043(278)1631 FAX番号 043(277)9657

イ 申込方法

希望者は、令和3年3月22日（月）から令和3年6月8日（火）までに、電話又はファクシミリ（会社名、住所、電話番号、担当者名及び工事名を連絡すること。）により申し込むこと（土曜日、日曜日等の休日を除く。）

また、一度申し込んだものをキャンセルする場合も申込期間内に連絡すること。

ウ 配付期間 令和3年3月22日（月）から令和3年6月9日（水）まで

エ 配付時間 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(6) 設計図書等に対する質問

設計図書等に対する質問がある場合は、設計図書等と共に配布された指定の書式にて公益財団法人千葉県下水道公社理事長あてに書面及びその電子データ（CD-R）で持参し、提出すること。

ア 提出日 令和3年4月22日（木）

イ 時間 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

ウ 提出先 公益財団法人千葉県下水道公社 総務部総務課

住所 千葉市美浜区磯辺 8-24-1 電話 043(278)1631

質問に対する回答は、令和3年5月26日（水）に行う。

9 入札保証金 免除

10 入札書の金額

落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額とすること。

11 入札に関する注意事項

- (1) 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。
- (2) 入札書、誓約書及び委任状は、入札約款で定める様式を用いて、工事箇所及び工事名をこの公告の記載に従い記入すること。
- (3) 入札者が、代理人である場合においても、誓約書及び入札書には、代表者印を押すこと。
- (4) 誓約書及び代理人が入札を行う場合に委任状の提出がない場合は、入札に参加することはできない。なお、委任状は代理人の印では修正できない。
- (5) 公益財団法人千葉県下水道公社理事長あてに年間委任状（公社様式）が提出されている場合は、その写しを提出すること。

(6) 入札に際し、当該工事の入札参加資格確認結果通知の写しを提出すること。

(7) 入札参加資格確認結果通知を受けた後、入札を希望しない場合には、参加しないことができるので、入札辞退届を持参又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る）により提出すること。

#### 1.2 工事費内訳書の提出

(1) 本工事の入札参加を希望する者は、入札金額の内訳を記載した工事費内訳書を提出しなければならない。また、再入札を行う場合も、再入札の金額に応じた工事費内訳書を提出すること。

(2) 工事費内訳書は、入札書提出時に持参により入札書と併せて提出するものとする。

(3) 工事費内訳書は、「公益財団法人千葉県下水道公社発注工事の入札における工事費内訳書取扱要領」（平成27年4月1日制定）（以下、「取扱要領」という。）によるものとする。

(4) 取扱要領第5条に基づく「重大な不備」に該当した場合、入札が無効となるので留意すること。

#### 1.3 調査基準価格

(1) 本工事は低入札価格調査制度が適用される工事である。よって、調査基準価格を設定する。当該調査基準価格の設定については、建設工事低入札価格調査実施要領第4条の規定を適用する。

(2) 調査基準価格の算出方法については、設計図書等と併せて配付する「調査基準価格の設定について」に基づくものであること。

#### 1.4 落札者の決定方法

次の各要件に該当する者のうち、総合評価の方法によって得られた評価値の最も高いもの（以下「最高評価値者」という。）を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

(1) 入札価格が、千葉県下水道公社財務規程第74条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内であること。

(2) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値を下回らないこと。

#### 1.5 低入札価格調査

(1) 最高評価値者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、落札者の決定を保留とし、調査実施のうえ、後日決定する。入札者にはその決定の通知をする。

(2) 最高評価値者であっても、入札価格が調査基準価格を下回る場合は、必ずしも落札者とならない場合がある。

(3) 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者のうち、「落札者に必要な条件を満たし、かつ、調査基準価格以上の価格をもって入札した者のうち評価値の最も高い者」に比して評価値が同等



以上である者（以下「低価格入札者」という。）は、事後の事情聴取等の調査に協力しなければならない。なお、最高評価値者でなくとも事情聴取を実施する場合があります、事情聴取に協力しない者のした入札は無効とする。

- (4) 低価格入札者は、低入札価格調査の実施者から書類の提出の指示があったときは、開札日の翌日から起算して5日以内（この期間に休日が含まれる場合にあっては、その休日の日数は、この期間に算入しない。）に、低入札価格調査の実施者から指示された当該書類を作成し提出しなければならない。なお、最高評価値者でなくとも提出しなければならず、規定の期日までに提出しない者のした入札は無効とする。
- (5) 調査の結果、「価格失格判定基準」又は「価格失格判定基準以外の失格判定基準」に該当する場合は、当該低価格入札者のした入札を失格とする。なお、入札に際して提出する工事費内訳書は、調査の資料として提出する。
- (6) 価格失格判定基準の算出方法については、設計図書等と併せて配付する「価格失格判定基準について」に基づくものであること。

#### 1.6 入札の無効

本公告に示した入札参加者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札約款等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加資格を確認された者であっても、確認後、指名停止措置を受け入札時において指名停止期間中である者は、入札に参加できない。

#### 1.7 配置予定主任（監理）技術者の確認

- (1) 本工事の入札参加を希望する者は、資格確認資料と併せ、別に配付する「専任配置予定技術者の従事工事等の状況」を提出すること。  
また、配置予定技術者を複数提出する場合は、技術者ごとに提出すること。  
なお、複数の配置予定技術者を申請する場合は、申請する全ての者について2（2）オ及び、2（3）ウの基準を満たしていること。
- (2) 落札者決定後、CORINS等により配置予定の主任（監理）技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。なお、病気・死亡・退職等極めて特別な場合で発注者がやむを得ないと認め、適正な工事に支障がないと判断した場合のほかは、配置技術者の変更は認められない。

#### 1.8 苦情等の申立て

- (1) 本工事の入札に参加申請をしたうえで資格がないとされた者は、その理由について、入札参加資格確認結果通知日から起算して7日以内（休日を除く。）に、書面により理事長に説明を求めることができる。理由は説明を求められた日から3日以内（休日を除く。）に書面で回答する。
- (2) 総合評価方式による入札において落札者にならなかった者は、その理由について、総合評価方式の評価調書を公表した日から起算して7日以内（休日を除く。）に、書面により理事長に説明を求めることができる。理由は説明を求められた日から5日以内（休日を除く。）に書面で回答する。

## 19 その他

- (1) 資格確認資料及び技術資料の作成説明会は、実施しない。
- (2) 現場説明会は、実施しない。
- (3) 資格確認資料のヒアリングは、実施しない。  
ただし、記載内容が不明確で入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがある。
- (4) 必要に応じて、「技術提案」及び「工事全般の施工計画」に関するヒアリングを実施する。
- (5) 提出された資格確認資料及び技術資料は、提出時に1部を返却し、残部については返却しない。  
なお、公表し、また無断で使用することはしない。
- (6) 工期は、事情により変更することがある。
- (7) 入札参加者は、入札約款及び契約書案を熟読し、遵守すること。
- (8) 落札者は、資格確認資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に専任で配置すること。  
なお、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったとき等は、入札参加資格の確認結果通知前においては、直ちに申請書の取下げを行い、入札参加資格の確認結果通知後においては、入札してはならない。  
また、入札後から開札日時（第1回目）の間に他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、直ちに20の問い合わせ先に申し出ること。  
これらの行為を行わなかった場合においては、指名停止措置を行うことがある。
- (9) 低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。
- (10) 低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額の10分の2以内とする。
- (11) 低入札価格調査を受けた者との契約については、千葉県及び公益財団法人千葉県下水道公社が発注し、過去2年以内に完成した工事等に関して、以下に該当する場合は、主任（監理）技術者とは別に同一の資格を満たす技術者を専任で1名現場に配置することとする。
  - ア 65点未満の工事成績評定を受けている者。
  - イ 発注者から施工中又は施工後において、瑕疵に起因し工事請負契約に基づく補修（軽微な手直しは除く。）又は損害賠償を請求された者。
  - ウ 品質管理等に関し、指名停止を受けた者。
  - エ 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者。

## 20 問い合わせ先

公益財団法人千葉県下水道公社 総務部総務課  
電話 043(278)1631